

2020年6月22日

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
アキレス株式会社
代表取締役社長 伊藤 守

「第 100 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

2020年6月11日付で発送させていただきました、当社「第100回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

なお、修正箇所には下線を付して記載しております。

記

【修正箇所】

15 ページ (注) 4.

(修正前)

4. 米竹孝一郎氏および佐藤修氏とは、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の内容の概要は次のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000 万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。米竹孝一郎氏および佐藤隆氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

須藤昌子氏が社外取締役に就任した場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(修正後)

4. 米竹孝一郎氏および佐藤修氏とは、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の内容の概要は次のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000 万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。米竹孝一郎氏および佐藤修氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

須藤昌子氏が社外取締役に就任した場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上